

松江市前立腺がん施設検診事業実施要領

1. 目的

近年、中高年男性に急増している前立腺がんを早期に発見することによって早期治療を行い、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

2. 対象者

松江市内に住所を有する 50 歳以上(年度末年齢)の人で、職場等で検診を受ける機会がない人とする。

3. 実施主体

実施主体は松江市とし、県、松江市医師会、医療機関等と協力して実施する。

4. 実施機関

実施機関は、以下に定める実施方法で検診が実施できる医療機関等(以下「受託機関」という。)とする。

5. 検診の実施

1) 検診受付

受託機関において検診受付を行う。なお、必ず当該年度の「がん検診等受診券」(以下「受診券」という。)により受診資格を確認する。また、検診後に、受診券の該当の場所に受診日及び受託機関名を記入する。

2) 受診者への説明

受託機関は、受診者に対し、受診する検診の有効性と限界、並びに精密検査判定となった場合の受診勧奨及び精密検査の内容や方法、精密検査結果を含めた個人情報の取り扱いについて説明する。

3) 検診項目

(1) 採血による PSA 値検査とする。

(2) 採血は、一般生化学機能検査用と同じスピッツを使用する。ただし、採血量については、検査機関に確認する。

6. 検診結果の判定及び指導区分

1) 検査結果の判定にあたっては、検診に携わる医師によって実施する。

2) 結果判定及び指導区分は、前立腺特異抗原 (PSA) 値測定により、下記のとおりとする。

PSA 値	結果判定・指導区分
4.0 ng/㎖以下	異常認めず
4.0 ng/㎖を超える値	異常を認めるが精密検査不要（※）
4.0ng/㎖を越える値	要精密検査

※前立腺疾患の治療中または経過観察中の者

7. 検診結果の通知・報告

1) 受診者への結果通知

受託機関は、検診結果判定後、「松江市前立腺がん検診記録票」（様式 G）のうち、様式 G-3（本人用）をもって速やかに検診結果を受診者へ通知する。要精密検査の者については、「松江市前立腺がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」（様式 H）を作成し、松江市返信用封筒等を添え、精密検査実施機関へ速やかに受診するよう指導する。

2) 市への結果報告

- （1）受託機関は、検診結果判定後、様式 G-1（松江市用）、その他必要書類を揃えて、速やかに松江市に提出する。
- （2）松江市は、（1）を受理したときは速やかに内容を確認し、修正が必要な場合は当該受託機関に修正を依頼する。その場合、受託機関は遅滞なく修正を行い、松江市に報告する。

8. 検診に係る情報の帰属

受託機関が検診を通じて収集した情報は、全て松江市に帰属する。

9. 検診の事業評価

前立腺がん検診の実施にあたっては、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、松江市は検診の実施状況を把握した上で松江市医師会、受託機関等関係者と十分協議を行い、実施体制の整備に努めるものとする。また、松江市成人・高齢者健診事業等検討会議における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うこととする。

10. 受託機関の責務

- 1) 受託機関は、松江市成人・高齢者健診事業等検討会議における検討結果を踏まえ、その指導及び助言に基づき、実施方法等の改善に努める。
- 2) 受託機関は、前立腺がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- 3) 受託機関は、松江市及び精密検査実施機関と連絡を取り、要精検者の精密検査結果

及び治療結果の把握に努めなければならない。

1 1. 精密検査等結果の取り扱い

- 1) 受託機関及び精密検査実施機関は、精密検査受診者の検診結果を松江市に報告する。
- 2) 様式 H により診察した精密検査実施機関は、松江市返信用封筒にて様式 H-1（松江市用）及び 2（検診実施機関用）を松江市に提出する。松江市は提出された様式 H-2 を受託機関へ転送する。

1 2. 記録の整備と管理

- 1) 受託機関は、問診を含めた検診結果を少なくとも 5 年間保存しなければならない。
- 2) 松江市は、検診受診者の氏名、生年月日、年齢、住所、過去の検診受診状況、検診結果、及び精密検査受診結果にかかる記録の整備と管理を行う。

1 3. 個人情報の保護

松江市、受託機関、精密検査実施機関等の関係者は、検診結果の取り扱いに特に留意し、秘密を保持しなければならない。

1 4. 委託契約の締結

松江市と受託機関は、この実施要領に基づく事業、及び松江市がん検診等実施要綱に基づく検診料金の収納業務について委託契約を締結し、事業を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。